

港区バリアフリー基本構想推進協議会（第16回）

次 第

日時 令和5年6月9日（金）10:30～11:30

場所 港区立男女平等参画センター リーブラホール

1 開会

2 議事

- (1) 港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の進捗状況について
- (2) 地区部会 まち歩き点検の実施報告
- (3) 特定事業計画（令和6年度～8年度）の見直しについて
- (4) 今後のスケジュール

3 閉会

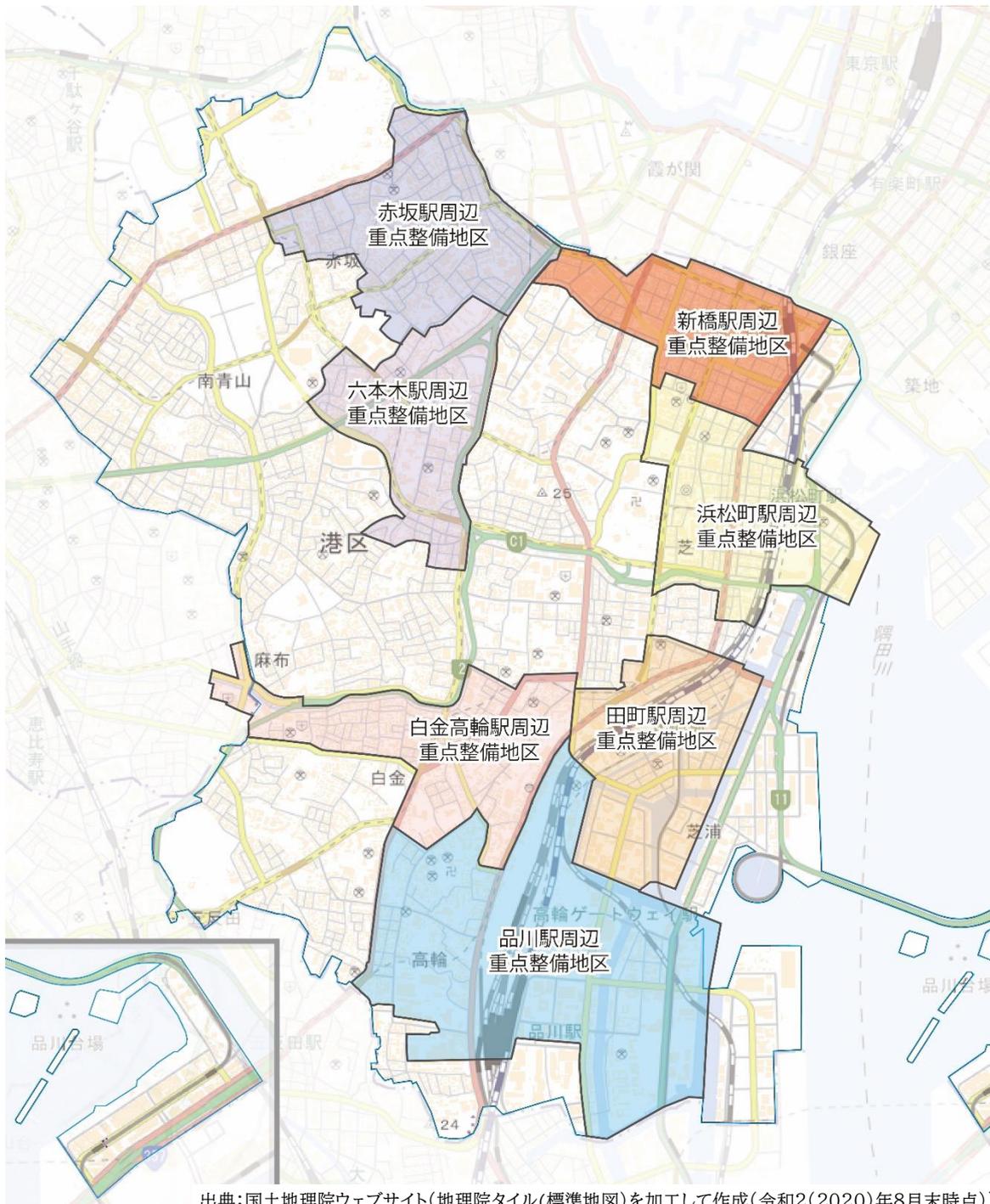
<配布資料>

- 資料1 港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の概要
- 資料1-2 特定事業計画の進捗状況の概要
- 資料2 まち歩き点検について
- 資料3 特定事業計画の見直し方針
- 資料4 今後のスケジュール
- 参考資料1 港区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
- 参考資料2 港区バリアフリー基本構想推進協議会名簿（令和5年度）

港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の概要

1. 重点整備地区について

港区バリアフリー基本構想では、7つの駅（浜松町駅・赤坂駅・六本木駅・白金高輪駅・田町駅・新橋駅・品川駅）周辺を重点整備地区に指定し、生活関連施設及び生活関連経路を位置づけており、その施設や経路の管理者が特定事業計画を策定しています。



出典：国土地理院ウェブサイト(地理院タイル(標準地図)を加工して作成(令和2(2020)年8月末時点))

図 重点整備地区の範囲

2. 特定事業計画について

港区バリアフリー基本構想では各重点整備地区及び区全域を対象に、以下の7つの特定事業を定め、各施設等において具体的に実施すべき整備内容、整備時期の目安を掲げています。

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| ①公共交通特定事業 | ②道路特定事業 | ③建築物特定事業 |
| ④都市公園特定事業 | ⑤路外駐車場特定事業 | ⑥交通安全特定事業 |
| ⑦心のバリアフリー特定事業※ | | |

※港区バリアフリー基本構想では令和2（2020）年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」を、「心のバリアフリー」のキーワードを継続して表記する観点から「心のバリアフリー特定事業」に置き換えて表記します。

特定事業計画は、上記の特定事業を基に、各事業者や施設管理者が、各施設の特性や事業スケジュールに沿った、適切な事業内容と計画期間を定め、策定する実行計画です。

整備内容と完成時期が明確な事業は短期事業・中期事業とし、整備内容は具体的であるが、完成時期が令和9年度以降となる長期の事業や時間的な制約等から期間内完了が困難な事業、検討事項が多く整備時期が未定の事業については、長期事業として継続して検討していきます。

短期事業期間及び中期事業期間の終了時には各事業者が定める特定事業計画について、そのときの新たな課題や問題点を反映した見直しを依頼し、段階的かつ継続的な発展をめざしていきます。

【事業の実施予定期間】

- ・短期：令和5（2023）年度までに完了
- ・中期：令和8（2026）年度までに完了
- ・長期：課題を多く含み完成時期が未定または長期となる事業、大規模な施設の改築を伴う長期の事業、沿道の開発等の機会を捉えて整備する事業

【事業内容の分類】

主な事業内容	実施予定期間		
	短期 R3-R5	中期 R6-R8	長期 R9-R12 以降
整備内容と完成時期が明確な事業	■		
整備内容は具体的だが、完成時期が未定または長期以降となる事業		■	
事業の具体化に向けての検討や関連機関との協議が必要となるが、積極的に協議・調整を行いバリアフリー化の検討を進める事業	事業化の検討		
おおむね整備済みであるが、維持管理時においてもバリアフリーに関して常に配慮するとともに、補修や改修、施設の更新等の機会を捉え更にバリアフリー化を進める事業（主にハード的な事業）	維持更新		
現在でも対策を行っているが、今後は更なる対策の強化やその検討を行う事業（主にソフト的な事業）	継続して実施		

【特定事業計画の進捗管理】

下図のとおり、港区バリアフリー基本構想の計画期間は令和12年度までですが、特定事業計画は事業の見直しを、短期事業期間の満了時（令和5年度）、中期事業期間の満了時（令和8年度）に行うものとしています。また、長期事業期間にわたる事業は建物の大規模改修に併せて整備する必要がある等、整備に時間がかかる事業が多くあります。特定事業計画の見直しの際に長期事業の事業期間・内容も適宜見直しを図り、着実なバリアフリー化の進捗を図るものとします。

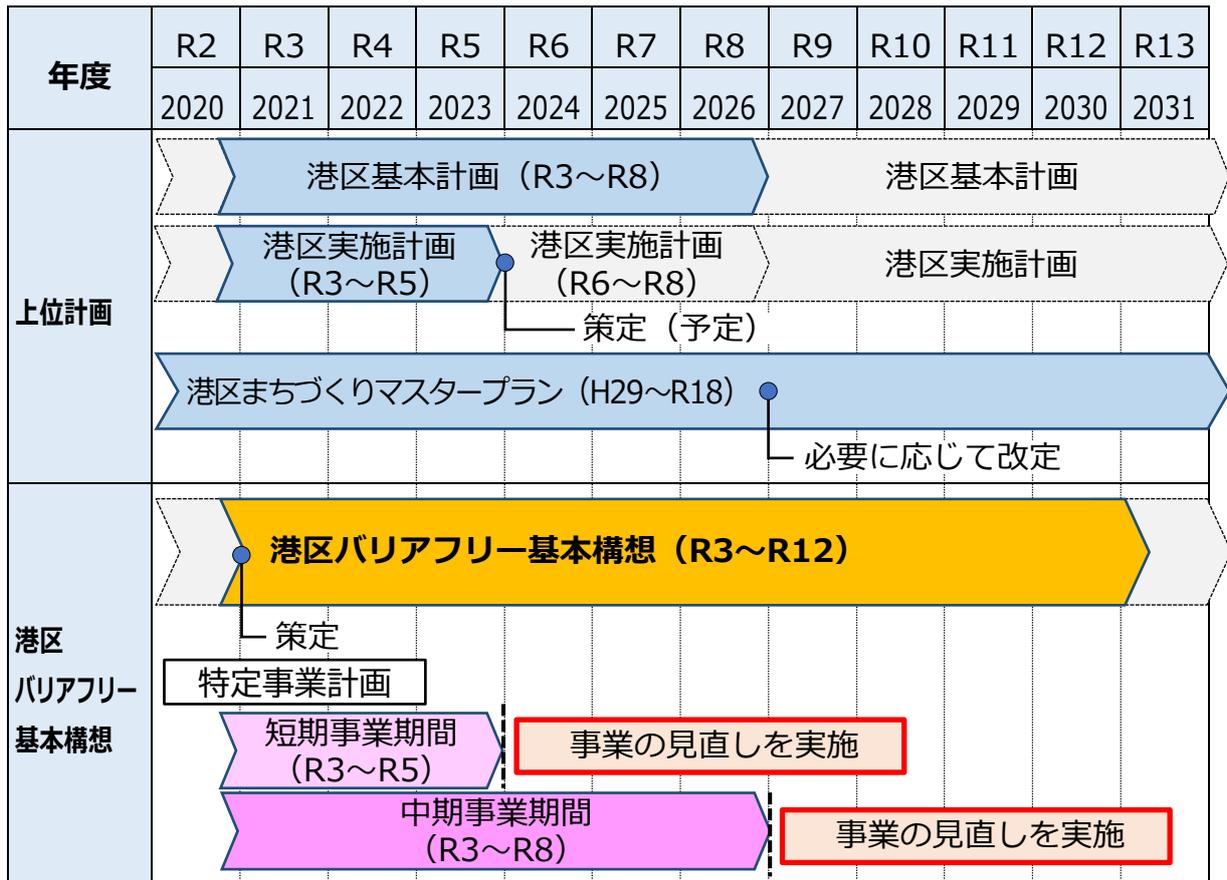


図 港区バリアフリー基本構想の計画期間

3. 各特定事業計画の概要

1. 公共交通特定事業（鉄道）

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
東日本旅客鉄道株式会社	79 事業	5 施設
東京都交通局（都営地下鉄）	186 事業	14 施設
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）	117 事業	11 施設
東海旅客鉄道株式会社	13 事業	1 施設
京浜急行電鉄株式会社	17 事業	1 施設
東京モノレール株式会社	12 事業	1 施設
株式会社ゆりかもめ	23 事業	2 施設
合計	447 事業	35 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
移動経路	40 事業	○ホームから地上間のバリアフリー経路の整備 ○ホームから地上間の複数のバリアフリー経路の整備検討 ○鉄道路線乗換経路のバリアフリー経路の整備（他社乗換含む）
ホーム	55 事業	○ホームドアの設置 ○ホームドア開閉時のチャイム鳴動 ○乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置
トイレ	61 事業	○トイレの機能の分散化検討 ○トイレの案内表示の設置 ○大人用ベッドの設置検討 ○トイレの段差解消
券売機、案内設備	86 事業	○触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新 ○券売機やカウンターの車椅子用蹴込みの設置
車両	64 事業	○車両更新（車両新造・車両全面改良時）に合わせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新 ○車両連結部に転落防止設備の更新
心のバリアフリー	141 事業	○サービス介助士等の資格の取得の推進 ○駅職員を対象とした接遇等の研修・教育の実施 ○広告・ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供 ○優先席周辺等にヘルプマークのポスターの掲示 ○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施
合計	447 事業	

2. 公共交通特定事業（バス）

【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
東京都交通局（都営バス）	8 事業	区内全域
株式会社フジエクスプレス（ちいばす）	13 事業	区内全域
株式会社 kmモビリティサービス（台場シャトルバス）	10 事業	区内全域
合計	31 事業	区内全域

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
停留所	5 事業	○上屋・ベンチ等のバス停環境の整備
車両	8 事業	○継続して車内環境改善を含めて車両改善を検討 ○車いすスペースの確保及び固定方法の検討 ○A E Dの設置
案内・情報	4 事業	○Wi-Fi インターネット通信サービスの提供（無料） ○バス接近表示装置の整備
心のバリアフリー	14 事業	○乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施 ○車内にポスター、ステッカーを掲示し、ヘルプマークの普及・啓発 ○聴覚障害者用の筆記用具や筆談具を常備して対応 ○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施
合計	31 事業	

3. 道路特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象経路数
国土交通省東京国道事務所	25 事業	8 経路
東京都第一建設事務所	94 事業	28 経路
東京都第二建設事務所	6 事業	2 経路
港区	266 事業	83 経路
合計	391 事業	121 経路

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
道路の整備維持	207 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の舗装の維持管理 ○電線類地中化の整備の推進 ○電線類地中化や街路整備事業等の道路事業にあわせた歩道幅員の拡幅等の歩道整備 ○周辺開発計画等とあわせた整備によるアクセス性等の向上による親水性の向上 ○坂道や歩道に手すりやベンチを設置 ○自転車走行空間の整備推進 ○歩車分離のない通学路のため、路側線内のカラー舗装 ○障害者からの要望や生活関連施設との連続性の確保のための視覚障害者誘導用ブロックの整備 ○視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（マンホール上対策、輝度対策、その他支障物対策を含む） ○歩行者横断部や歩道切り下げ部の段差、勾配の平坦化及び緩和 ○白杖や車いす使用者の移動の障害とならない側溝のフタ（グレーチング）の設置 ○スロープやエレベーターが整備された誰もが利用しやすい横断歩道橋の改良検討 ○横断歩道橋の不要箇所の撤去検討
道路の管理	155 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の不法占用に対する適正化指導 ○自転車等の放置禁止区域等における放置自転車の撤去 ○高齢者や障害者の安全な歩行、ベビーカー等の通行にも配慮する観点で道路の定期的な点検
案内・標識	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語化にも対応した案内標識の更新及び改善
心のバリアフリー	28 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックに啓発シールの敷設
合計	391 事業	

4. 建築物特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
港区	592 事業	72 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
建物全体・外構部	96 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修、移転等にあわせた施設のバリアフリー化の実施 ○新設の施設では、沿道利用者が休憩できるベンチ等の休憩施設の設置 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
敷地内通路	47 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロック等を整備、段差の解消による、身体障害者の道路から受付・案内設備までの経路確保 ○屋外主要通路の傾斜路の勾配の改善
地上出入口	36 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○有効幅員の確保 ○音声誘導装置の設置 ○視覚障害者用ブロック上に設置されているマットや設置物の撤去
廊下	55 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレやエレベーターの周辺に点字付きの手すりを設置 ○廊下の有効幅員の確保 ○手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去
傾斜路	17 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜路の端部に視覚障害者誘導用ブロックを設置
階段	41 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりの設置されていない階段に点字付きの手すりを設置 ○階段の手すりに各階を表す点字表示、上端・下端・踊場に点状ブロックを設置 ○識別のしやすい段鼻の整備
居室	52 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○開放時有効幅員 85cm を下回っている戸の有効幅員の確保 ○取っ手等の扉の仕様の変更による可能な範囲のバリアフリーの整備 ○更衣室・シャワー室に手すりを設置
駐車場	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす対応の駐車スペースを確保
エレベーター	27 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修にあわせて、音声案内等のバリアフリーに対応したエレベーターの整備
案内表示	5 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーター・トイレの扉の周辺に、JISZ8210 に準拠したピクトグラムを表示
トイレ	78 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト用流しやベビーベッドの設置及び機能の改善 ○大人用ベッドの設置検討 ○ベビーベッド等の設置等とあわせてトイレの機能分散の検討 ○トイレの案内表示の設置
心のバリアフリー	137 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○心のバリアフリー研修や職員教育等を通じて、利用者への適切な支援環境を形成 ○障害者週間に合わせ、バリアフリーに関する資料等の展示やイベントの開催 ○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施
合計	592 事業	

5. 都市公園特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
東京都東部公園緑地事務所	6 事業	2 施設
港区	205 事業	42 施設
合計	211 事業	44 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
公園全体	45 事業	○文化財の保全に配慮しつつ、誰でも利用しやすい施設のバリアフリー化についてハード、ソフト両面から検討 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
出入口	10 事業	○出入口の段差解消 ○出入口から案内板やトイレまでの視覚障害者誘導用ブロック設置
園路	25 事業	○階段、スロープに点字付きの手すりの設置
トイレ	19 事業	○和式から洋式便器への取替え等バリアフリーに対応したトイレの整備の推進
その他の設備	17 事業	○車いすや子どもが利用しやすい水飲みへの改修 ○バリアフリー（ユニバーサルデザイン）に配慮したベンチへの交換や上屋等による日陰の整備された休憩施設や砂場の充実 ○車輪等の落下を防ぐ細めのグレーチングの整備
管理	44 事業	○不法な占用物件の排除を関係者と連携 ○「みんなとパトロール」と連携し、巡回対策を強化
心のバリアフリー	51 事業	○サービスセンターでの筆談対応等の実施 ○リーフレット等を利用したバリアフリー情報の周知 ○案内表示の多言語化を含めたわかりやすいルールやマナー等の啓発
合計	211 事業	

6. 路外駐車場特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
港区	9 事業	2 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
建物全体・外構部	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修、移転等にあわせた施設のバリアフリー化の実施 ○新設の施設では、沿道利用者が休憩できるベンチ等の休憩施設の設置 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
エレベーター	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修にあわせて、音声案内等のバリアフリーに対応したエレベーターの整備
トイレ	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト用流しやベビーベッドの設置及び機能の改善 ○大人用ベッドの設置検討 ○ベビーベッド等の設置等とあわせてトイレの機能分散の検討 ○トイレの案内表示の設置
心のバリアフリー	4 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○心のバリアフリー研修や職員教育等を通じて、利用者への適切な支援環境を形成 ○障害者週間に合わせ、バリアフリーに関する資料等の展示の開催 ○「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の実施
合計	9 事業	

7. 交通安全特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
東京都公安委員会	53 事業	生活関連経路に位置付けている 全路線（公道）

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
信号機に関する事業	7 事業	○信号機の改良（音響機能の整備）
道路標識及び道路標示の設置に関する事業	25 事業	○横断歩道の整備 ○道路標識の適切な補修 ○道路標示の適切な補修 ○エスコートゾーンの整備
違法駐車行為の防止のための事業	21 事業	○横断歩道及びバス停留所付近での違法駐車指導取締り実施 ○歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 ○違法駐車行為防止のための広報活動及び啓発活動の実施
合計	53 事業	

8. 心のバリアフリー特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
港区	14 事業	区内全域

【事業の取組】

項目	事業の進捗状況	主な事業内容（特定事業から引用）
心のバリアフリーの意識啓発の推進	4 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○広報みなとやポスター、ハンドブック等を活用した心のバリアフリーに関する情報発信 ○ヘルプカードを区民に配布し、活用に向けて普及・啓発 ○ヘルプカードへの対応のための職員、区民や事業者への周知、協力等の事業を展開
担い手の育成	2 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○職員向けのバリアフリー研修を実施（手話講習会等） ○社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座、ふれあい講習会等の区民や事業者に対する研修・講習会を実施
誰もが利用しやすいサポートの実施	7 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーマップの充実と普及 ○視覚障害者のための音声コード（Uni-Voice）や点字表記を活用するなど、障害特性に配慮し、誰もが見ることのできる区政情報の発信 ○タブレットを用いる等、多言語翻訳のほか、手話通訳等の機能を用いてコミュニケーションの円滑化を実施
新しい生活様式に対応した取組の推進	1 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく対策の実施 ○混雑状況の情報提供を行い、利用者が集中しないような呼びかけ、利用者の感染対策のお願いのアナウンス等を実施 ○区や事業者が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策について案内するとともに、施設を必要としている高齢者や障害者等が利用しやすいように、配慮する点についての情報を発信
合計	14 事業	

特定事業計画の進捗状況の概要

1. 特定事業計画の進捗管理手法

特定事業計画の進捗管理については各事業の進捗状況を各計画策定者へ事務局より毎年度照会を行い、特定事業計画のシートの「実績」欄と「進捗状況」を記入いただき、報告を受けます。

この報告をもとに事業の進捗率を算定することで事業の全体的な進捗度を把握します。

進捗率は各事業の進捗状況を基に以下の計算により算定を行います。

$$\text{進捗率} = (\text{完了事業} + \text{継続実施中} + \text{維持更新}) / \text{総事業数}$$

表 進捗管理の対象（例：港区の道路特定事業計画）

③港区																	
浜松町駅周辺重点整備地区																	
特別区道第810号線																	
1.対象となる経路																	
管理者：芝地区総合支所まちづくり課土木担当						路線名：特別区道第810号線						：⑭					
経路区間：海岸1-8～海岸1-9						事業区間：海岸1-8～海岸1-9						延長：90m					
2.事業内容・実施期間																	
事業分類	整備箇所	事業内容	延長/箇所数	計画 実績	実施予定期間(年度)												進捗状況
					短期			中期			長期						
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12 以降	進捗状況		
道路の整備維持	必要箇所	概ね整備済みですが、今後もバリアフリーに配慮した維持補修を行います。(歩道の平坦性・視覚障害者誘導用ブロックの補修・街路樹の枝、根の処理等)	必要箇所	計画	維持更新										5	維持更新	バリアフリーに配慮した修繕を適宜実施しています。
				実績													
心のバリアフリー	必要箇所	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置	90m	計画											1	完了	R4整備実施
				実績													
心のバリアフリー	必要箇所	視覚障害者誘導用ブロック上に啓発シールの設置を検討します。	必要箇所	計画											3	検討中	
				実績													
3.その他事業実施に際し配慮すべき事項																	
最寄りの生活関連施設「ダイアログミュージアム 対話の森」には多数の視覚障害者が通動しているため、視覚障害者の移動を支援するための施策を重点的に実施する。																	

特定事業計画の進捗状況の把握にあたり、以下の6つの項目に事業の進捗状況を分類します。「1 完了」、「4 継続実施中」、「5 維持更新」を進捗率としてカウントします。

表 特定事業計画の進捗状況の分類について

進捗状況の分類	内 容
1 完了	整備が完了している事業です（前特定事業計画に基づき、完了済みの事業も含まれます）。
2 整備中	実施予定期間が明確となっている事業で、現在整備中の事業です。
3 検討中	実施予定について定まっていないが、事業の具体化に向けての検討や関連機関との協議・調整を行っている事業です。
4 継続実施中	主にソフト的な事業について、現在でも実施中であり、今後も更なる対策の強化やその検討を行いながら継続している事業です。
5 維持更新	主にハード的な事業について、整備済みであるが、維持管理を継続するとともに、補修や改修、施設の更新等の機会を捉え更なるバリアフリー化を進めている事業です。
6 未整備	実施予定期間が明確となっている事業で、現在未着手の事業です。

進捗率に算入

2. 特定事業計画の進捗状況

令和4年度末（令和5年3月）時点の事業種別及び重点整備地区別の特定事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

事業種別の進捗状況

表 事業種別の特定事業計画の進捗状況

特定事業名	事業者数 (延べ)	事業数	進捗状況		進捗率 (R5.3)	進捗率 (R4.3)
			完了	継続実施中 + 維持更新	(R5.3)	(R4.3)
①公共交通	10	478 (+34)	150 (+26)	295 (±0)	93.1% ^{※1} (↓1.3%)	94.4%
②道路	4	391 (+1)	58 (+5)	278 (±0)	85.9% (↑1.0%)	84.9%
③建築物	1	592 (±0)	118 (+12)	228 (±0)	58.4% ^{※2} (↑2.0%)	56.4%
④都市公園	2	211 (±0)	40 (+1)	104 (±0)	68.2% (↑0.4%)	67.8%
⑤路外駐車場	1	9 (±0)	2 (±0)	6 (±0)	88.9% (±0%)	88.9%
⑥交通安全	1	53 (±0)	0 (±0)	42 (±0)	79.2% (±0%)	79.2%
⑦心のバリアフリー	1	14 (±0)	2 (-2)	11 (+2)	92.9% (±0%)	92.9%
合計	20	1,748 (+35)	370 (+42)	964 (+2)	76.3% (↑1.0%)	75.3%

(注) 括弧内の数値は令和3年度末時点からの増減を示す。

※1 公共交通特定事業は、事業の追加及び見直しのため、見かけ上進捗率が低下している。

追加・見直しの事業：34事業

(主な内容：車両の更新、券売機改良、バリアフリースイアの整備等)

※2 残事業246事業のうち、約85%（208事業）は大規模改修、改築を伴う事業であり完了までに時間を要するものを含む。大規模改修を除く事業数（384事業）で進捗率を算定すると90.1%となる。

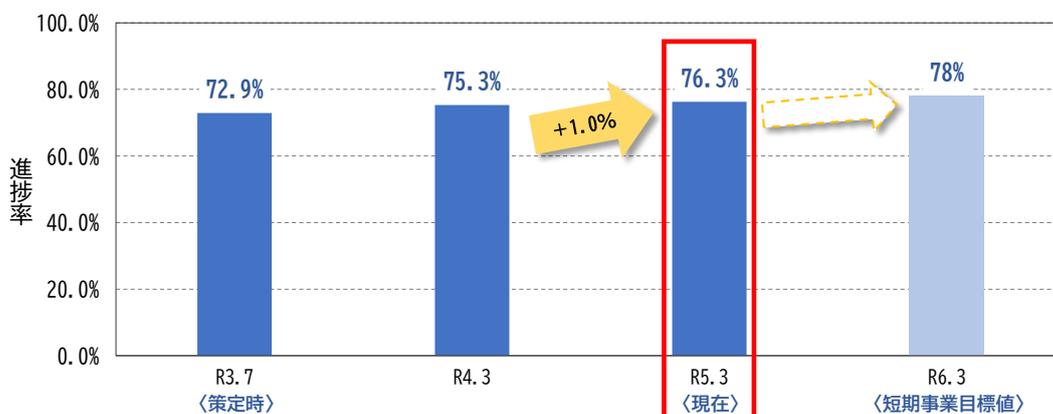


図 全事業の進捗率の概況

重点整備地区別の進捗状況

表 重点整備地区別の特定事業計画の進捗状況

特定事業名	事業者数 (延べ)	事業数			進捗率 (R5.3)	進捗率 (R4.3)
			完了	継続実施中 + 維持更新		
浜松町駅周辺	11	370 (±0)	85 (+10)	201 (±0)	77.3% (↗2.7%)	74.6%
赤坂駅周辺	8	248 (+14)	56 (+13)	118 (±0)	70.2% (↗1.4%)	68.8%
六本木駅周辺	8	164 (+8)	37 (+7)	98 (±0)	82.3% (↗0.2%)	82.1%
白金高輪駅周辺	9	263 (+3)	51 (+5)	132 (±0)	69.6% (↗1.1%)	68.5%
田町駅周辺	8	246 (±0)	53 (±0)	128 (±0)	73.6% (±0%)	73.6%
新橋駅周辺	10	155 (+9)	39 (+10)	96 (-2)	87.1% (↗0.1%)	87.0%
品川駅周辺	11	256 (+1)	43 (±0)	153 (±0)	76.6%* (↘0.3%)	76.9%
区内全域	公共交通特定事業 (バス)	3 (±0)	4 (-1)	26 (+2)	96.8% (↗3.3%)	93.5%
	道路特定事業 (観光)	1 (±0)	0 (±0)	1 (±0)	100.0% (±0%)	100.0%
	心のバリアフリー 特定事業	1 (±0)	14 (±0)	2 (-2)	92.9% (±0%)	92.9%
合計	70	1,748 (+35)	370 (+42)	964 (+2)	76.3% (↗1.0%)	75.3%

(注) 括弧内の数値は令和3年度末時点からの増減を示す。

※品川駅周辺重点整備地区は、総事業数が増加したため、見かけ上進捗率が低下している。

特定事業及びその他バリアフリー対策の実施状況

■公共交通特定事業（鉄道）

【エレベーター】エレベーターの更新



エレベーターの更新
(扉ガラス拡張、操作ボタンの大型化等)
〈ゆりかもめ 新橋駅〉

【車両】車いす等のスペースの拡充



〈東京メトロ 南北線〉
新型車両では全車両へのフリースペース設置

■公共交通特定事業（バス）

【乗車券】障害者用 IC カードの発行



障害者用 IC カード (Suica PASMO)

【バス停】上屋・ベンチの整備



ちいばすバス停 表参道駅

■道路特定事業

【道路の整備維持】 視覚障害者誘導用ブロックの連続設置



視覚障害者誘導用ブロックの連続設置
(特例都道 481 号線 ウォーターズ竹芝前)

【道路の整備維持】 自転車走行空間の整備



自転車ナビラインの整備
〈特別区道第 1018 号 御成門中学校前〉

■都市公園特定事業

児童遊園の整備



児童遊園の整備
〈古川さくら児童遊園〉

■建築物特定事業

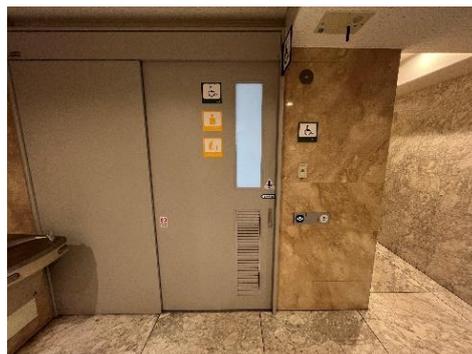
【トイレ】バリアフリートイレの改修



バリアフリートイレの改修
〈生涯学習センター（ばるーん）〉

■建築物特定事業

【建物全体】大規模改修にあわせた施設のバリアフリー化の実施



〈高輪コミュニティパラダ（高輪地区総合支所）〉
視覚障害者誘導ブロック、バリアフリートイレ、授乳室の整備等

■交通安全特定事業

【信号機】音響式信号機の整備



音響式信号機の設置
（特例都道 481 号線 ウォーターズ竹芝前）

■心のバリアフリー

【誰もが利用しやすいサポートの実施】
観光バリアフリーマップの更新



バリアフリーまち歩き MAP in 港区

3. 特定事業計画の目標値の設定

各特定事業計画を基に、令和12年度までの完成時期が明確となっている事業について短期・中期・長期の事業期間に整理し、各期間内で予定通り完了することを目指して算出した、事業計画別の進捗率の目標値は以下のとおりです。

目標値は、特定事業計画の見直し、重点整備地区及び生活関連施設及び経路の見直し、新設等により、将来的に事業数の増減や整備時期の前後が発生するため、短期・中期の事業期間満了時の特定事業計画の見直しに合わせて適切な目標値を定めています。

表 進捗率の目標（事業計画別）

	R4 ※1 (2022) (現時点)	進捗率目標				R22 (2040) (将来)
		R5※2 (2023) (短期)	R8※3 (2026) (中期)	R12※3 (2030) (長期)		
事業計画別						
公共交通特定事業	93.1% 445/478	93.7% 448/478	94.4% 451/478	95.4% 456/478	全事業 100%	
道路特定事業	85.9% 336/391	89.3% 349/391	90.3% 353/391	90.3% 353/391		
建築物特定事業	58.4% 346/592	57.3% 339/592	60.1% 356/592	60.6% 359/592		
都市公園特定事業	68.2% 144/211	81.0% 171/211	81.0% 171/211	81.5% 172/211		
路外駐車場特定事業	88.9% 8/9	100.0% 9/9	100.0% 9/9	100.0% 9/9		
交通安全特定事業	79.2% 42/53	79.2% 42/53	100.0% 53/53	100.0% 53/53		
心のバリアフリー 特定事業	92.9% 13/14	92.9% 13/14	92.9% 13/14	92.9% 13/14		
全事業	76.3% 1,334/1,748	78.4% 1,371/1,748	80.4% 1,406/1,748	80.9% 1,415/1,748		

各期間の算定方法は以下のとおりとする。

- ※1 現状の進捗率 = 「R4の進捗率」 = (完了 + 継続実施中 + 維持更新) / 総事業数
- ※2 短期の目標値 = 「R4の進捗率」 + (「R5年度末までに完了予定の事業」 ÷ 「総事業数」)
- ※3 中期の目標値 = 「R4の進捗率」 + (「R8年度末までに完了予定の事業」 ÷ 「総事業数」)
- ※4 長期の目標値 = 「R4の進捗率」 + (「R12年度末までに完了予定の事業」 ÷ 「総事業数」)

港区バリアフリー基本構想推進協議会 地区部会 まち歩き点検について

令和4年度の実施報告

1. 目的

港区バリアフリー基本構想の進行管理における、事後評価・スパイラルアップを目的とし、重点整備地区である浜松町駅周辺重点整備地区を対象に、地区の特徴である浜松町歩行者デッキや大門交差点を中心としたまち歩き点検を開催しました。

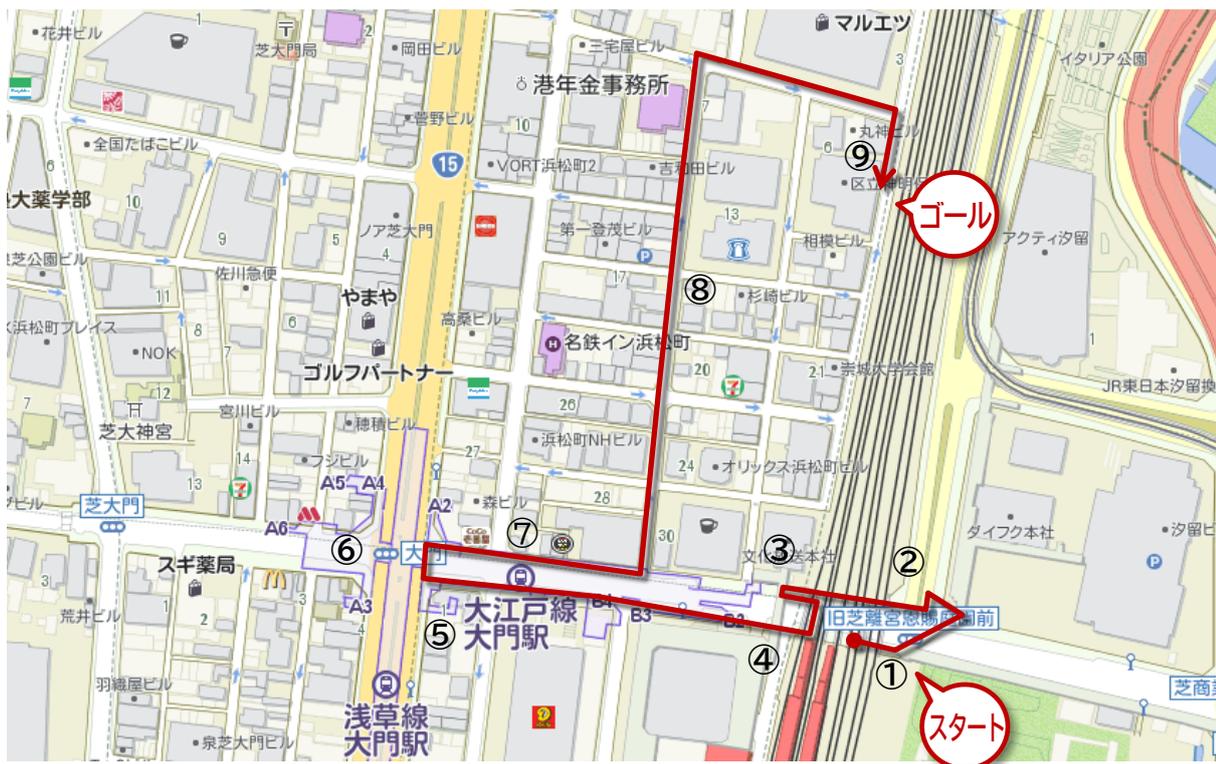
2. 開催概要

日時	令和4年10月26日(水) 10時～12時
天気	晴れ
参加者数	18名(区民代表5名、施設管理者等6名、車いす利用者等3名、オブザーバー等4名計18名)
次第	開会挨拶・本日の内容説明(10分) まち歩き点検(70分) 休憩(10分) 意見交換(30分) 閉会・解散
点検コース	①浜松町歩行者デッキ⇒②旧芝離宮恩賜庭園前交差点(都道)⇒ ③大門駅(B1出口/文化放送本社ビル前)⇒④浜松町駅(北口)⇒ ⑤大門駅(A1出口)⇒⑥大門交差点(国道)⇒⑦⑧区道⇒⑨神明いきいきプラザ

3. 開催状況



4. 点検コース



5. まち歩き点検の意見要旨とその後の対応状況

※対応状況のうち、[]内は施設管理者等

浜松町歩行者デッキ周辺に関する意見（コース図①）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・デッキや通路等にベンチがあると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造や交通量などを考慮して、設置の可否を検討します。[港区] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハマサイト側のエスカレーターを降りたところにある階段は、見えにくく分かりにくい。段鼻を目立たせる工夫などがあるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・段鼻に黄色の反射テープを設置し、視認性を向上させています。[港区] 	

旧芝離宮恩賜庭園前交差点周辺に関する意見（コース図②）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者指導用ブロックの設置部に下水マンホールがありブロックが途切れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールは占用企業者（下水道局）の所有物のため、誘導ブロックの設置について占用企業者と調整しています。[港区] 	

浜松町駅に関するご意見（コース図④）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・幅が広い改札ゲートが駅に一つしかないの、2つ作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡幅自動改札機については、駅の限られたスペースの中で移動円滑化ガイドラインの考え方に基づいて整備しており、各改札に1か所を設けておりますが、複数台数を設置する計画は現在のところありません。[JR 東日本] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが少ないため、モノレール改札まで行かなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在進行している浜松町駅西口開発計画により、浜松町駅北口、南口に自由通路を新設し歩行者ネットワークを強化します。また、中央広場に、エレベーター接続等によるバリアフリーにも配慮した歩行者ネットワーク「ステーションコア」を整備し、各交通機関※同士のスムーズな乗換を実現する予定です。[港区] ※JR 線、東京モノレール、都営地下鉄、バス、タクシー 	
<ul style="list-style-type: none"> ・浜松町駅北口改札からだ JR に乗るのにエレベーターがなくて困る。 		

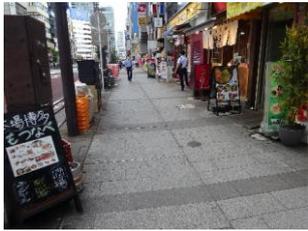
観光案内板に関する意見（コース図⑤）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・案内板にバリアフリールートが表示がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きピクトグラムを活用し、必要な情報を得ようとする外国人にも分かりやすい盤面となるよう更新するとともに、バリアフリールートの記載についても検討します。[港区] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマップは外国の方が観光で使用するには情報量が多くわかりづらい。 		

大門交差点周辺に関する意見（コース図⑥）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・国道タイプの歩車道境界ブロックは段差が分かりにくいいため、点字ブロックを横断歩道の幅に合わせ、横に広く設置するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックの拡大整備を予定しています。[東京国道事務所] 	

区道に関する意見（コース図⑦、⑧）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の立て看板が歩道にはみ出し、道幅を狭くしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法占用物の巡回点検を行い、立て看板等の撤去指導を実施しています。[港区] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・片側だけでも歩道にガードレールがあると安心する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該路線は歩道幅が狭く、車の乗入れがある切下げ箇所が多いため、路線全体に防護柵の設置は難しいですが、特に安全対策が必要な箇所、部分的に設置が可能な箇所については、小型防護柵の設置を検討します。[港区] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平坦に見えて少し傾斜があるところは車輪が浮いてしまう。幅員の狭い歩道では、前後、左右に常に傾斜があり、タイヤが取られる不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員が狭い歩道部で、交差点付近の傾斜が大きい箇所について、周辺との調整の上、傾斜改善を検討します。[港区] 	

音響式信号機に関する意見（コース図② 他）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
<ul style="list-style-type: none"> ・工事や電車の音があると、音響式信号機の音が聞こえにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該信号機は音声案内の音量増を実施済みです（4/13実施済み）。 ・スイッチの場所については杖や靴で触れる下の位置では誤作動や破損の懸念もあることから、現状の位置と考えております。 ・また、新型の音響式信号機においては「信号が青になりました」等の音声アナウンスが付いています。今後の更新の都度、対応していきます。[警視庁愛宕警察署] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・目の不自由な方の為に、音響式信号機のスイッチの在り方を考えるべき（杖や足で触れるなど）。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・押しボタン式音響式信号機のスイッチが、どこにあるかわからない（できればすべての横断歩道に「青です」というアナウンスがほしい）。 		

全体に関する意見

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・初めて来た人には駅の構造などがわからないと思うので、案内の充実や声掛けなど助け合うことも必要だと思う。	・心のバリアフリーの推進に向けて、声掛け啓発等に関する取り組みの拡充に関する特定事業計画の見直しを関係事業者に求めています。[港区]	—
・まち歩き点検では、健常者が車いすを体験する機会もあるとよい。	・次回のまち歩き点検にて実施を検討しています。[港区]	—

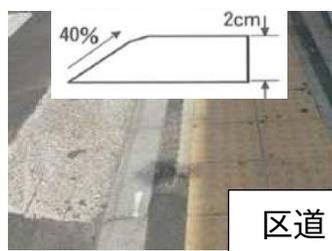
6. その他意見交換した事項

歩車道境界ブロックについて

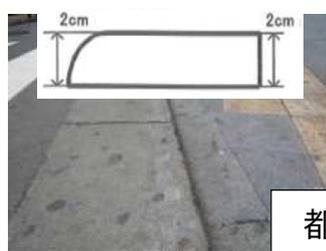
○道路管理者ごとにブロックの形状が異なっていることを説明し、各タイプの違いや歩きやすさを確認した。

【意見内容】

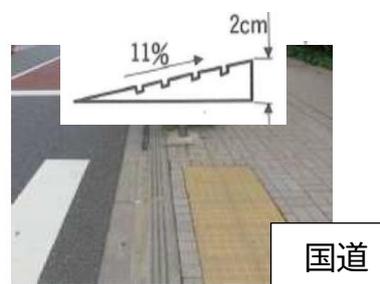
- ・区道タイプは、段差が白杖で区別がつくため良い。一方、国道タイプは白杖で段差が分かりにくい。
- ・ブロックの違いによる、車いすでの移動のしにくさは明確に感じなかった。
- ・ベビーカーでは国道タイプの段差が少ないブロックが利用しやすい。
- ・管理者でブロックの形状が違っていることを知らなかった。



区道



都道



国道

浜松町歩行者デッキについて

○令和4年度に供用開始した歩行者デッキについて、整備状況や今後の予定について説明し、バリアフリー設備の使いやすさや歩きやすさを確認した。

【意見内容】

- ・歩行者デッキのエレベーターが広くて乗りやすい。
- ・ハマサイト側のエレベーターの出入口が別で一直線であるため乗り降りしやすい。



令和5年度のまち歩き点検の実施予定について

令和5年度は、赤坂駅周辺重点整備地区範囲を対象として、推進協議会の附属機関である地区部会においてまち歩き点検の実施を予定しています。具体的な実施ルート等は、下記に示す点検のポイント等を踏まえて検討を行い、決定します。

実施時期	令和5年10月頃
地区内の主な施設等	<p>【旅客施設】 赤坂駅、青山一丁目駅、赤坂見附駅、溜池山王駅</p> <p>【公共施設】 赤坂地区総合支所、赤坂区民センター など</p> <p>【福祉施設】 赤坂いきいきプラザ、赤坂こども中高生プラザ など</p> <p>【公園】 檜町公園、高橋是清翁記念公園 など</p> <p>【教育施設】 赤坂学園（小中一貫教育校）</p>
バリアフリー化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数多い坂道へのバリアフリー対策 ・ 歩道未整備区間のバリアフリー歩行空間の確保
点検のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員の狭い道路、商店街、坂道等のバリアフリー対策の実施状況の確認 ・ 多数の公共公益施設（建築物）のバリアフリー化状況の確認 など

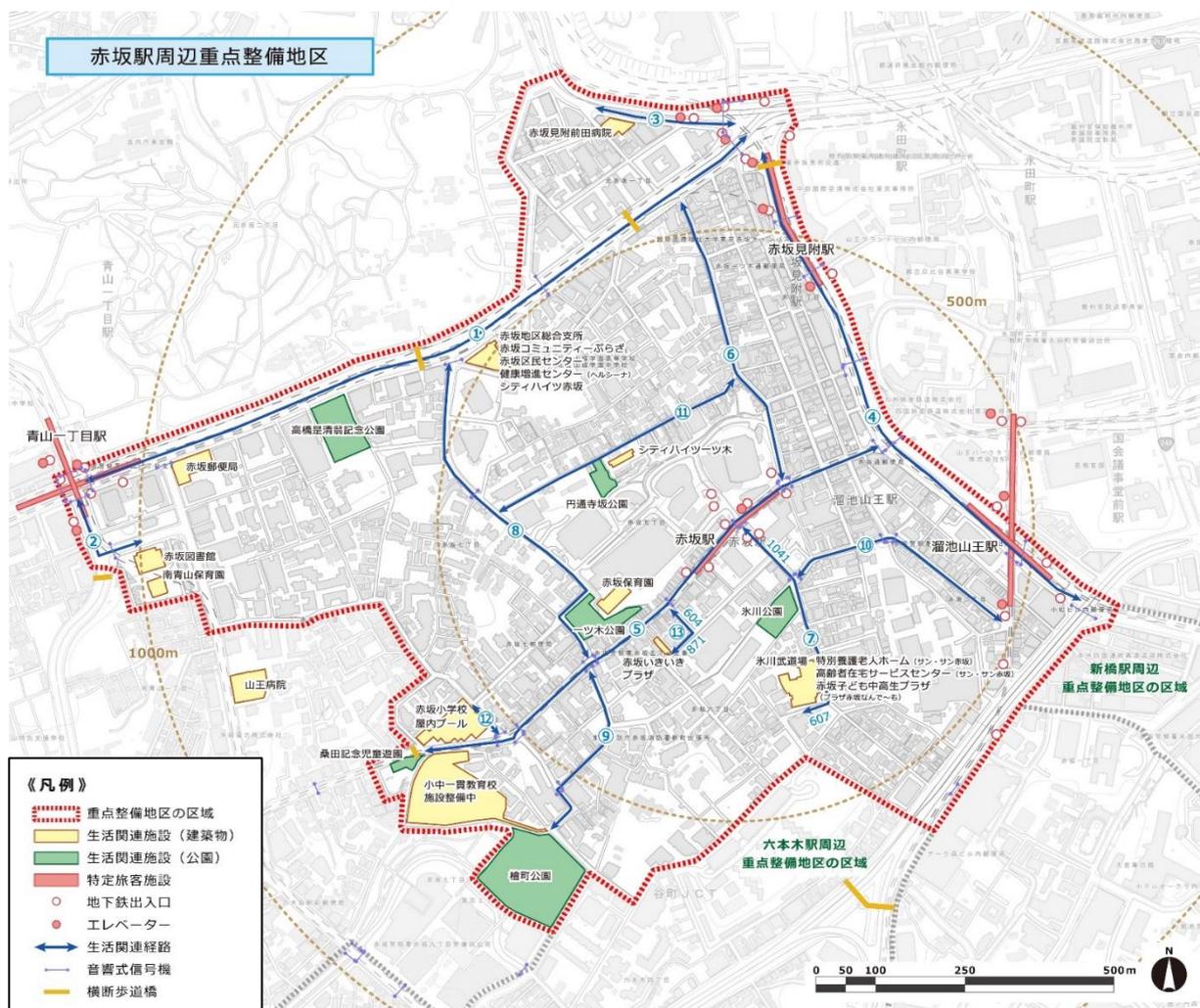


図 赤坂駅周辺重点整備地区の範囲

特定事業計画の見直し方針

1. 目的

港区バリアフリー基本構想では、令和12年度までの計画期間のうち、事業期間を短期（令和3～5年度）・中期（令和6～8年度）・長期（令和9～12年度）に分け、計画的にバリアフリー化の進捗を図るものとしています。

今回、短期事業期間（令和3～5年度）が満了することから、関係する事業者・施設管理者に対し、これまでの事業実施状況や課題・問題点を反映した特定事業計画の見直しを依頼し、さらなるバリアフリー化を推進します。



2. 港区バリアフリー基本構想の3つの基本方針に沿った特定事業計画の見直し方針案

基本方針① 誰もが利用しやすく、国際化にも配慮したユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応

【方針案①】 区内全駅において、バリアフリー化された複数ルートの確保を推進する
現状：重点整備地区内全駅において、最低1ルート以上整備済

基本方針② 利便性・安全性を向上したバリアフリーの更なる加速化

【方針案②】 ・視覚障害者誘導用ブロックの連続的設置と併せた音響式信号機の早期整備、歩道と施設間の段差解消など、管理者を跨いだシームレスなバリアフリー経路を確保する
・障害者や移動困難者の行動を支援するIoTを活用した社会実験等に新たに取組み、積極的に採用する

基本方針③ 多様な世代の人々がお互いを助けあう心のバリアフリーの推進

【方針案③】 「心のバリアフリー」認知度向上に向けた普及啓発(教育啓発含む)の強化
現状：「心のバリアフリー」取組み認知度 約10%

3. 見直しに向けたスケジュール

令和5年度中に、バリアフリー基本構想推進協議会 事業者部会において、関係事業者や施設管理者へ依頼し協議のうえ、事務局にて特定事業計画の見直し案を取りまとめます。その後、次回の推進協議会にて見直し案を提示します。

〔⇒実施時期は資料4 今後のスケジュールを参照〕

■今後のスケジュール

年	月	港区バリアフリー基本構想推進協議会		特定事業計画
		事業者部会 (推進協議会附属機関)	地区部会 (推進協議会附属機関)	事業者・施設管理者
令和4年度	1			特定事業計画の進捗状況の照会 (令和5年1月5日)
	2			
	3	第14回事業者部会 (令和5年3月23日) ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告		
令和5年度	4			
	5			
	6	第16回推進協議会 (令和5年6月9日) ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告 ・特定事業計画の見直し方針(案) について		
	7			
	8	第15回事業者部会 (令和5年7~8月頃) ・特定事業計画の見直し(案) について		特定事業計画の見直し依頼 (令和5年7~8月頃)
	9			
	10			
	11	第16回事業者部会 (令和5年11月頃) ・特定事業計画の見直し(案) について		
	12			
	1	第17回推進協議会 (令和6年1月頃) ・特定事業計画の見直しにつ いて		
	2			
	3	第17回事業者部会 (令和6年3月頃) ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告		
令和6年度	4			
	5			
	6	第18回推進協議会 (令和6年6月頃) ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告		

港区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成25年7月1日

25港街土第730号

(設置)

第1条 港区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」と総称する。)に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化事業の計画的な推進を図るため、港区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 基本構想に基づく事業計画の推進に関する事項
- (2) 基本構想の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他事業者とのバリアフリーの推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の区民代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 交通管理者
- (5) 施設管理者
- (6) 関係行政機関
- (7) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない、ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事業者部会)

第7条 会長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、事業者部会を設置することができる。

2 事業者部会長は、街づくり支援部地域交通課長をもって充てる。

3 事業者部会員は、公共交通事業者、交通管理者、施設管理者及び区職員のうちから事業者部会長が指名する。

4 事業者部会長に事故があるときは、あらかじめ事業者部会長が指名する者がその職務を代理する。

(地区部会)

第8条 会長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、地区部会を設置することができる。

2 地区部会長は、街づくり支援部地域交通課長をもって充てる。

3 地区部会員は、高齢者、障害者団体等の区民代表者、交通管理者、施設管理者及び区職員のうちから地区部会長が指名する。

4 地区部会長に事故があるときは、あらかじめ地区部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会及び事業者部会並びに地区部会の庶務は、街づくり支援部地域交通課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 港区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱(平成18年9月1日18港環計第233号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

港区バリアフリー基本構想推進協議会名簿（令和5年度）

参考資料2

区分	委員		備考		
	関係部署	氏名			
1	学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 特任教授	藤井 敬宏 会長		
2	区民代表	港区老人クラブ連合会 代表（会長）	杉山 厚子		
3		港区視覚障害者福祉協会 代表（会長）	葭原 滋男		
4		港区中途障害者会 代表（会長）	吉田 委史		
5		港区重症心身障害児(者)を守る会 代表（会長）	堀 信子		
6		港区商店街連合会 代表（副会長）	大野 岳史		
7		港区観光協会 代表（会長）	渡邊 仁久		
8		港区子ども・子育て会議（公募区民代表）	クオン 真寿美		
9		社会福祉団体	社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局次長	高嶋 慶一 地域福祉の推進 区民利用者へのバリアフリー情報	
10	行政	港区	街づくり支援部長	富田 慎二 副会長	
11			産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当課長事務取扱	荒川 正行 外国人(多言語化)	
12			産業・地域振興支援部 産業振興課長	中林 淳一 商店街	
13			産業・地域振興支援部 観光政策担当課長	宮内 宏之 観光	
14			子ども家庭支援部 子ども政策課長	横尾 恵理子 子育て世代	
15			保健福祉支援部 保健福祉課長	野上 宏 地域保健福祉計画	
16			保健福祉支援部 障害者福祉課長	宮本 裕介 心のバリアフリー	
17			保健福祉支援部 高齢者支援課長	白石 直也 高齢者	
18			街づくり支援部 建築課長	松山 正樹 福祉の街づくり条例 ・要綱建築指導	
19	施設管理者 道路・公園 等	国	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	池田 勝彦 道路特定事業計画・国道	
20		東京都	建設局 第一建設事務所 補修課長	山本 裕美子 道路特定事業計画・都道	
21		港区	芝地区総合支所 まちづくり課長	大久保 光正 道路・公園管理者(支所代表) ・区道・区立公園等	
22			高輪地区総合支所 管理課長	櫻庭 靖之 施設設置管理者(支所代表)	
23			教育委員会事務局 教育推進部 教育長室長	佐藤 博史 施設設置管理者(教育委員会)	
24			教育委員会事務局 学校教育部 学務課長	鈴木 健 施設設置管理者(教育委員会)	
25		交通管理者	警視庁	愛宕警察署 交通課長	小崎 和人 交通安全特定事業計画
26				三田警察署 交通課長	平 修一 交通安全特定事業計画
27	麻布警察署 交通課長			飯島 健輔 交通安全特定事業計画	
28	赤坂警察署 交通課長			吉永 英記 交通安全特定事業計画	
29	高輪警察署 交通課長			青木 政博 交通安全特定事業計画	
30	交通事業者	鉄道	東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	沖田 浩嗣 公共交通特定事業計画 JR東日本	
31			東京都交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉 公共交通特定事業計画 都営地下鉄	
32			東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部計画課 移動円滑化設備整備促進担当課長	篠原 睦 公共交通特定事業計画 東京メトロ	
33			東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 企画部 担当課長	田中 隆文 公共交通特定事業計画 東海道新幹線	
34		京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	塚平 英児 公共交通特定事業計画 京浜急行		
35		バス	東京都交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	岩下 政臣 公共交通特定事業計画 都営バス	
36			株式会社フジエクスプレス 常務取締役 業務部長	藤森 直登 公共交通特定事業計画 コミュニティバス「ちいばす」	
37		東京 モノレール	東京モノレール株式会社 営業部 課長	石坂 順子 公共交通特定事業計画	
38	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ 技術部 施設課長	笠原 仁 公共交通特定事業計画		
事務局	港区	街づくり事業担当部長	岩崎 雄一		
		街づくり支援部 地域交通課長	佐藤 雅紀		